

## 規 約

この規約はルネサンス棚倉スポーツクラブ会員に摘要します。

### 第1章 総 則

#### 第1条 (名称)

本クラブは、ルネサンス棚倉スポーツクラブ（以下本クラブという）と称する。

#### 第2条 (所在地)

本クラブは、福島県東白川郡棚倉町大字関口字一本松 43-1 を所在地とする。

#### 第3条 (目的)

本クラブは、会員が本クラブの施設を利用する事によって、会員の健康維持、増進に努め、会員相互が楽しく交流し、親睦を深める事を目的とする。

#### 第4条 (運営)

本クラブの施設は、株式会社ルネサンス棚倉（以下会社という）が管理し、その運営にあたる。

### 第2章 会 員

#### 第5条 (会員)

本クラブは、会員制とし、本クラブが認めた者を会員とする。

#### 第6条 (会員の種類・入会資格及び権利)

本クラブの会員の種類、入会資格及び権利は、別紙（パンフレット）の通りとする。ただし、必要に応じて新規に会員の種類を設定し、また廃止する事がある。

#### 第7条 (会員資格取得)

本会員の入会を希望する者は、所定の手続きを経た上で本クラブが審査を行い、会員証を受領する事により、本クラブの会員資格を取得する。

#### 第8条 (会員資格要件)

- (1)本クラブが、審査を行い、本クラブが認めた者だけが会員となる資格を有する。
- (2)暴力団、組関係者、刺青のある者及び会社が不適当と認めた者の、入会及び利用はできない。
- (3)医師等により運動を禁じられている者は、利用できない。
- (4)未成年者が本クラブへ入会を希望する場合は、親権者の同意を必要とする。

#### 第9条 (会員証)

- (1)本クラブは、会員に対し会員証を交付する。
- (2)会員証は、本人のみが使用し、他の者が使用してはならない。
- (3)会員は、会員証を紛失した場合は、速やかに本クラブに届け出なければならない。
- (4)会員が退会する時は、会員証を速やかに本クラブに返還しなければならない。

#### 第10条 (諸規則の遵守)

- (1)会員は、本規約及び本クラブの定める諸規定を遵守しなければならない。
- (2)施設の具体的利用に当たっては、本クラブの指示に従わなければならない。

#### 第11条 (会員の本クラブの利用の範囲)

- (1)会員は、シャワー・ロッカールームの付帯施設を利用できる。
- (2)テニスコート・トレーニングジム・スタジオ等について、本クラブの定める時間帯に限り別に定める会員利用料を支払い、利用できるものとする。

#### 第12条 (休会及び復会)

- (1)会員がやむを得ない事由により、本クラブを利用できない場合は、本クラブ所定の書面による休会手続きを経て、会社の承認を経た上で、会員資格を継続しながら休会する事ができる。
- (2)休会期間中の会費については、会員資格継続の為に、本クラブが別に定める金額の休会費を支払わなければならない。
- (3)休会会員は、クラブ所定の書面による復会手続きにより随時復会する事ができる。この場合、復会月の会費は、復会が月の途中であっても全額支払うものとする。

#### 第13条 (退会)

- (1)本クラブを退会する場合は、会員証を持参の上、本クラブが別に定めた期日までに、本クラブ所定の書面をもって届け出なければならない。

- (2)前項の手続き後、会社が退会手続きを受理した時をもって退会とする。
- (3)会費、利用料等の未納がある場合は、第1項の退会届提出まで完済しなければならない。
- (4)退会月の会費は、退会が月の途中であっても、これを全額支払わなければならない。

#### 第14条（変更事項の届け出）

- (1)会員は、住所・連絡先、その他入会申込書記載事項に変更が生じた場合には、速やかに本クラブに届け出なければならない。
- (2)本クラブより会員の住所宛に通知する場合は、会員から届け出のあった最近の住所宛に行い、本クラブは、以後の責任を負わないものとする。

#### 第15条（資格喪失）

会員は、次の場合にその資格を喪失する。

- 1.退会
- 2.死亡
- 3.除名

#### 第16条（会員資格の停止及び除名）

会員が 次の各号のいずれかに該当する時は、本クラブは当該会員の会員資格を一定期間停止し、又は、除名し、本クラブ利用規約を解除する事ができる。尚、会員資格停止期間中は、第12条の休会と同様の扱いとする。

- 1.本クラブの名誉、信用を傷つけた時。
- 2.本規約、その他本クラブの定めた諸規則に違反した時。
- 3.会費、その他の債務を滞納した時。
- 4.本クラブの運営秩序を乱すなど、他の会員に迷惑となる行為をした時。
- 5.その他会員としてふさわしくない言動があったと、本クラブにおいて認めた時。

#### 第17条（会員資格の譲渡）

本クラブの会員資格は、本人限りとし、譲渡もしくは、相続、その他包括承継できないものとする。

### 第3章 入会金及び会費

#### 第18条（入会金）

入会金は、本クラブが定める金額とし、入会時にこれを支払わなければならない。入会金は、理由の如何を問わず、これを返金しない。

#### 第19条（会費）

- (1)会員は、本クラブが別に定める金額の会費を本クラブ所定の方法で支払うものとする。
- (2)既納の会費は、理由を如何に問わずこれを返金しない。

#### 第20条（利用料）

本クラブは、会員が本クラブを利用するに当たり、利用の都度別に定める金額の支払いを求める事ができる。

#### 第21条（入会金・会費の改定）

本クラブが別に定める入会金、会費、利用料の改定を行う事ができる。この場合、入会金については、新たに入会する会員から適用する事とする。

### 第4章 その他

#### 第22条（営業日及び営業時間）

本クラブの営業日及び営業時間については、別に定める。

#### 第23条（施設の利用制限）

- (1)本クラブは、競技会、スクール等に諸行事又は、本クラブ管理もしくは、その他会社が必要と認めた場合に、施設の全部又は、一部の利用を制限する事がある。
- (2)本クラブは、会社が認めた場合には、会員の施設利用について予約制とする事ができる。

#### 第24条（会員以外の施設の利用）

- (1)本クラブは、ビジターで会社が定める利用料金を支払う事により、施設を利用する事ができる。ただし、会社が必要と認めた場合には、ビジターの入場を制限する事ができる。

(2) ビジターの施設利用の範囲は、会社の定めるシステムに準ずるものとする。ただし、本クラブが必要と認めた場合には、利用を制限する事ができる。

#### 第25条 (休業・閉館)

本クラブは、次の理由により、全部又は、一部を休業又は、閉館する事がある。

(1) 天災地変等の不時の災害、その他により、開場が適切でないと認められる時。

(2) 施設点検、補修又は、改修をする時。

(3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他、やむを得ざる事由が発生した時。

(4) その他、会社が休業を必要と認める時。

#### 第26条 (事故責任)

本クラブで発生した人的物的事故について、本クラブは、一切その責任を負わないものとする。又、会員は、本クラブに対して損害賠償の請求は、行わないものとする。

#### 第27条 (会員の損害賠償責任)

会員が本クラブ内において自己の責に帰すべき事由により、本クラブ又は、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責に任ずるものとする。

### 第5章 付 則

#### 第28条 (解散)

(1) 会社は、やむを得ざる事情による場合には、予告をする事により、本クラブを解散する事ができる。

(2) 解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制、その他の不可抗力の場合には、予告期間を短縮する事ができる。

(3) 本クラブ解散の場合、本クラブは、会員に対し、特別な補償は、行わないものとする。

#### 第29条 (通知方法)

本規約及び本クラブの諸規約に関する通知又は、予告は、重要事項を除いては、本クラブ所定の場所に提示する方法により行う。

#### 第30条 (本規約・その他の諸規則の改正)

会社は、本規約、細則、利用規定、その他、本クラブの運営・管理に関する事項を改訂する事ができるものとし、その効力は、すべての会員に及ぶものとする。

#### 第31条 (発効)

本規約は、1990年6月1日より発効する。

### ●フィットネス会員制度について

① 「連絡アプリ」の登録を必ず行っていただきます。

このアプリを通し本クラブからの連絡事項を発信いたします。

② 会員が退会、休会（休会費 1,100 円）、各種変更を希望する場合は、希望する前月の15日までに印鑑をお持ちになり、フロントにて手続きを行います。

(電話での受付は行っておりません)

手続きが成されない限り、利用の有無に関わらず月会費が発生いたします。

期限が過ぎますと、継続となりご返金できませんので、ご注意願います。

② 休会会員は復会を希望する場合、フロントで手続きを行います。

復会月の会費は、翌月金融機関より引き落としとなります。

(電話での受付は行っていませんのでご注意願います)

④ 入会金、月会費は、初月は、申し込みと同時にフロントでの支払いになります。

次月から金融機関より引き落と致します。必ず金融機関の登録をして下さい。

引き落としは、すべての金融機関 毎月14日（休日の場合は、次の営業日となります）

- ⑤会員は、医師ではないこの施設スタッフが、運動プログラムを行う上で肉体的運動能力や健康の医学的評価を与える資格がないことを理解します。また、この運動プログラムを始める前に医師によるチェックを行うのは会員自身の責任とします。
- ⑥本クラブでは、定期清掃・施設点検などで、年2回（1月・6月予定）各4日～5日ほどの休館日がございます。
- ⑦本クラブの都合により、急遽、スクールがお休みになる場合もございます。  
その時は、「連絡アプリ」で案内致します。

上記、記載事項を理解した上で同意します。